

代替地等の処分に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、茨木市土地開発公社（以下「公社」という。）が保有する土地であつて公共事業等の土地の買収に関連して生じた代替地等を茨木市以外の者に処分する場合について必要な事項を定めるものとする。

(理事会の議決に付すべき事項)

第2条 理事会の議決に付さなければならない代替地等の処分については、予定価額2,000万円以上でかつ5,000平方メートル以上とする。

(処分の対象)

第3条 公社が保有している代替地等は、次の各号に掲げる対象を優先順位として処分することができる。

- (1) 国、地方公共団体、その他の公共団体が公用又は公共の用に供する場合
- (2) 公共的団体が公共的事業に供する場合
- (3) 公共事業用地として茨木市又は公社その他公共団体に土地又は土地に関する権利を譲渡したもの
- (4) 当該土地に隣接する土地の所有者又は権利を有するもの
- (5) その他理事長が適当と認めたもの

(処分価格)

第4条 代替地等を処分する場合の当該土地の価格は、業務方法書第5条により算出した額又は時価を基準とする。

(買受申請)

第5条 代替地等の買受希望者は、財産買受申請書（様式第1号）を提出するものとする。ただし、入札の方法により契約を締結する場合はこの限りでない。

(売買契約書の作成)

第6条 公社と買受人との間には、原則として契約書（様式第2号）を作成するものとする。

(売買代金の納付)

第7条 売買代金は、契約を締結後すみやかに買受人から全額納付させなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事長が特に必要と認めるときは、延納の特約をすることができる。

附 則

この要綱は、昭和52年12月5日から実施する。茨木市土地開発公社残地処分の取扱い要綱は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成23年11月1日から実施する。